松前町広告事業実施規程

　（趣旨）

第１条　この訓令は、町有資産の有効活用を図るとともに、新たな財源を確保し、もって、地域経済の活性化に寄与するために松前町が行う町有資産に民間事業者等の広告を表示する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この訓令において「広告媒体」とは、次に掲げる町の資産のうち、広告表示が可能なものをいう。

(1) 広報紙その他町が発行する印刷物

(2) 町のホームページ

(3) 町の財産

(4) 前３号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で町長が適当と認めるもの

　（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に表示しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

(6) 当該広告について町が推奨しているように町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告として表示することが不適当と認められるもの

２　次の各号のいずれかに該当する業種又は業者にかかる広告は、広告媒体に表示することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で規制されるもの

　(2) 消費者金融に関するもの

　(3) たばこに関するもの

　(4) 射幸心をあおるもの

　(5) 法令に定めのない医療類似行為に関するもの

　(6) 前各号に掲げるもののほか、広告を表示する業種又は業者として不適当と認められるもの

３　次のいずれかに該当する者は、広告主としないことができる。広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も、同様とする。

(1) 法令等に違反した者

(2) 町から指名停止等の措置を受けている者又は町から許可の取消しその他の不利益処分を受けている者

(3) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者

(4) 町税を滞納している者

(5) 前各号に掲げる者のほか、広告主として不適当と認められる者

４　前３項に定めるもののほか、広告を表示することができない内容等の具体的な基準は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告料金）

第４条　広告の表示の対価として、広告主から広告料金を徴収する。

２　広告料金は、広告媒体ごとに別に定めるところにより算出した額とする。

　（広告の規格及び掲載位置）

第５条　広告の規格及び掲載箇所は、広告媒体ごとに別に定める。

　（広告の募集方法等）

第６条　広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

　（広告主の責任等）

第７条　表示した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

２　広告の作成経費は、広告主の負担とする。

　（審査機関）

第８条　広告表示の適否について審査するため、必要に応じて、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

２　審査会は、委員長及び委員若干名で構成する。

３　委員長は総務課長を、委員は財政課長、社会教育課長及び産業課長をもって充てる。

４　審査会は、町が新たに広告を広告媒体に表示しようとする場合又は広告の内容その他広告表示に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、会議を開催する。

５　委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を依頼し、その意見又は説明を聞くことができる。

　（その他）

第９条　この訓令に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則（平成２２年１月２７日　訓令第１号／教委訓令第１号）

　この訓令は、公表の日から施行し、平成２１年４月１日より適用する。

　　　附　則（平成２９年２月２２日　松前町訓令第１号／教委訓令第１号）

　この訓令は、公表の日から施行し、平成２９年２月１日から適用する。